

第85号議案

令和元年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度南魚沼市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和元年度南魚沼市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「212,566千円」を「212,572千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 大和病院事業資本的収入	76,508千円	27,824千円	104,332千円
第1項 企業債	40,000千円	4,600千円	44,600千円
第3項 県補助金	1千円	23,224千円	23,225千円
（補正しない項の額）	36,507千円	0千円	36,507千円
支 出			
第1款 大和病院事業資本的支出	106,980千円	27,830千円	134,810千円
第1項 建設改良費	41,500千円	27,830千円	69,330千円
（補正しない項の額）	65,480千円	0千円	65,480千円

（企業債の補正）

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(補正前)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	145,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の年から据置期間を含み30年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	149,700	変更なし	変更なし	変更なし

令和元年9月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男